

用語の解説

【人口】

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、平成22年国勢調査の概要「調査の対象」を参照のこと。

【年齢】

年齢は、平成22年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

【配偶関係】

- 未婚 まだ結婚したことのない人
- 有配偶 届け出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- 死別 妻又は夫と死別して独身の人
- 離別 妻又は夫と離別して独身の人

【世帯の種類】

- 「一般世帯」
 - ◆住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
 - ◆上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
 - ◆会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
- 「施設等の世帯」（世帯の単位は、原則として下記の1、2及び3は棟ごと、4は中隊又は艦船ごと、5は建物ごと、6は一人一人である。）
 - ◆1. 寮・寄宿舍の学生・生徒
学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
 - ◆2. 病院・療養所の入院者
病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
 - ◆3. 社会施設の入所者
老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
 - ◆4. 自衛隊営舎内居住者
自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
 - ◆5. 矯正施設の入所者
刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
 - ◆6. その他
定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

【世帯の家族類型】

- 親族のみの世帯
二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
- 非親族を含む世帯
二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
- 単独世帯
世帯人員が一人の世帯

【3世代世帯】

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる 3 世代世帯は含まない。

【母子世帯、父子世帯】

- 母子世帯
未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯
- 父子世帯
未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯
- 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）
未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員（20 歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯

【高齢単身世帯、高齢夫婦世帯】

- 高齢単身世帯 65 歳以上の人一人のみの一般世帯
- 高齢夫婦世帯 夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯

【住宅の所有の関係】

- 持ち家
居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
- 公営の借家
その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
- 都市再生機構・公社の借家
その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。
- 民営の借家
その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
- 給与住宅
勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合
※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
- 間借り
他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

【住宅の建て方】

- 一戸建
1 建物が 1 住宅であるもの。なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここを含む。
- 長屋建
二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラス・ハウス」も含む。
- 共同住宅
棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。
※1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含む。
- その他
上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

【労働力状態】

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したもの

●労働力人口 就業者と完全失業者を合わせた人

◆就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めている。

■主に仕事

主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

■家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

■通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

■休業者

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

◆完全失業者

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

●非労働力人口 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く。）

◆家事 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

◆通学 主に通学していた場合

◆その他 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

【労働力率】

「労働力率」とは、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいう。

$$\text{労働力率（％）} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）}} \times 100$$

【従業上の地位】

就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、以下のとおり区分したもの

●雇用者

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次という「役員」でない人

◆正規の職員・従業員

勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

◆労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

◆パート・アルバイト・その他

- ・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人
- ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

●役員

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

●雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

●雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

●家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

●家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

【産業】

就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類。）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。

個々の分類の定義や内容例示については「平成 22 年国勢調査に用いる産業分類」参照のこと。

（URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g/pdf/sangyo.pdf>）

産業大分類を 3 部門に集約した場合の区分は以下の通り。

●第 1 次産業

A 農業、林業 B 漁業

●第 2 次産業

C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業

●第 3 次産業

F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業
J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業
M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉
Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

【職業】

就業者について、調査週間中にその人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん従事している仕事の種類。）。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。

個々の分類の定義や内容例示については「平成 22 年国勢調査に用いる職業分類」参照のこと。

（URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g/pdf/syokugyo.pdf>）

【社会経済分類】

社会経済分類は、人口を社会的・経済的特性によって区分するために、昭和 45 年国勢調査から設けられた分類である。この分類は、全人口について、年齢及び労働力状態を、さらに、就業者については職業及び従業上の地域を考慮して作成されたものである。

分類は 23 区分に分かれており、個々の分類区分名及びその条件は、「平成 22 年国勢調査 社会経済分類表」参照のこと

（URL <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g/pdf/shakei.pdf>）

【従業地・通学地】

従業地・通学地とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次の通り区分している。

- 自区
従業・通学先が常住している区と同一の区にある場合
- ◆自宅
従業している場所が、自区の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合
- ◆自宅外
常住地と同じ区に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合
- 市内他区
同じ市の他の区に従業地・通学地がある場合
- 県内他市町村
従業・通学先が常住地と同じ県内の他の市町村にある場合
- 他県
従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

【夜間人口・昼間人口】

- 夜間人口（常住人口）
調査時に調査の地域に常住している人口
- 昼間人口（従業地・通学地による人口）
常住地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口
- ◆A市の昼間人口=A市の夜間人口-A市からの流出人口+A市への流入人口
※流出人口は、A市からA市以外への通勤・通学者数
※流入人口は、A市以外からA市への通勤・通学者数

【昼夜間人口比率】

- 次式により算出され、100 を上回っているときは昼間人口が夜間人口を上回ること示し、100 を下回っているときは昼間人口が夜間人口を下回ること示している。
- ◆A市の昼夜間人口比率=（A市の昼間人口/A市の夜間人口）×100

統計表中の符号

本書の統計表中で用いている符号の用法は、次の通りである。
「O.O」…単位未満 「—」…該当数値のないもの

（参考Ⅰ）距離圏

距離圏とは中区金山駅を中心点として、各市町村の役場の所在地を10 kmごとの距離帯に画定し集計したものであり、0～50 km未満の各距離圏に属する市町村は下表のとおりとした。

0～10km未満	10～20km未満	20～30km未満	30～40km未満	40～50km未満
愛知県 清須市 大治町	愛知県 一宮市 春日井市 津島市 刈谷市 小牧市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 愛西市 北名古屋 市 弥富市 みよし市 あま市 東郷町 長久手町 豊山町 蟹江町 飛島村 東浦町 木曽岬町	愛知県 瀬戸市 半田市 豊田市 安城市 大山市 常滑市 江南市 知立市 高浜市 大口町 扶桑町 阿久比町 岐阜県 多治見市 羽島市 各務原市 海津市 岐南町 笠松町 輪之内町 三重県 桑名市 東員町 朝日町 川越町	愛知県 岡崎市 碧南市 西尾市 武豊町 一色町 吉良町 幸田町 岐阜県 岐阜市 大垣市 関市 美濃加茂市 土岐市 可児市 瑞穂市 養老町 神戸町 安八町 北方町 坂祝町 富加町 御嵩町 四日市市 いなべ市 菰野町	愛知県 蒲郡市 南知多町 美浜町 幡豆町 岐阜県 美濃市 瑞浪市 山県市 本巣市 垂井町 関ヶ原町 揖斐川町 大野町 池田町 川辺町 八百津町 三重県 鈴鹿市

（参考Ⅱ）抽出詳細集計の抽出方法及び結果の推定方法

抽出方法

抽出詳細集計では、母集団を次の二つの層に分け世帯の抽出を行った。

- (1) 一般世帯及び 30 人未満の施設等の世帯（自衛隊の営舎内居住者及び矯正施設の入所者を除く。）（以下「標本層世帯」という。）
- (2) 30 人以上の施設等の世帯（自衛隊の営舎内居住者及び矯正施設の入所者を含む。）（以下「しっ皆層世帯」という。）

このうち、標本層世帯の抽出は、市区町村別結果で一定の精度を確保するため、20 大都市の区か否か及び市区町村の人口規模に応じ、市区町村ごとに標本の規模を定め、世帯を単位として無作為系統抽出を行い抽出した。しっ皆層世帯については、すべての世帯を抽出した。

なお、本市の各区における平均抽出率は、以下のとおりである。

区の人口規模	該当する区	抽出率（％）	n分の1
20万以上30万未満区	中川区、緑区	6.4	15.7
10万以上20万未満区	千種区、北区、西区、中村区、昭和区、瑞穂区、港区、南区、守山区、名東区、天白区	9.9	10.1
5万以上10万未満区	東区、中区、熱田区	16.5	6.1

結果の推定方法

抽出層世帯の結果は、当該市区町村の抽出率の逆数を乗率として線形推定により集計した。また、しっ皆層世帯については、集計値をそのまま用いた。したがって、ある市区町村のある属性を有する人口又は世帯数の推定結果を得るための計算式は、次のとおりとなる。

$$\hat{X}_k = \left(\frac{N_{k1}}{n_{k1}} \cdot \sum_{i1} x_{i1} \right) + \sum_{i2} x_{i2}$$

また全国における推計結果を得るための計算式は、次のとおりとなる。

$$\hat{X} = \sum_k \hat{X}_k = \sum_k \left\{ \left(\frac{N_{k1}}{n_{k1}} \cdot \sum_{i1} x_{i1} \right) + \sum_{i2} x_{i2} \right\}$$

ここで、

k：市区町村

i1：標本層世帯の抽出人員（又は世帯）

i2：しっ皆層世帯の抽出人員（又は世帯）

$\hat{X}_k$ ：k 市区町村における推定値

N_{k1} ：k 市区町村に標本層世帯の総人員（又は世帯数）

n_{k1} ：k 市区町村に標本層世帯の総抽出人員（又は世帯数）

x_{i1} ：標本層世帯の抽出人員ごと（又は世帯ごと）の当該属性
（当該属性に該当する場合は 1、しない場合は 0、以下同じ）

x_{i2} ：しっ皆層世帯の人員ごと（又は世帯ごと）の当該属性

$\hat{X}$ ：全国の推定値

を示す。

なお、結果標章に当たっては、1 の位の数字を四捨五入して 10 単位としたので、総数と内訳を合計した数値とは必ずしも一致しない。

結果の推定方法

抽出詳細集計による結果は、標本によって得られた推定値であるため、標本誤差を含んでおり、全数集計すれば得られるはずの値とは必ずしも一致しない。

標本誤差率等詳細は、「平成 22 年国勢調査 抽出詳細集計 統計表に付帯する情報 「抽出方法及び結果の精度」」を参照のこと（<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001039448>）